

労働者の心の健康の保持増進のための指針

労働安全衛生法第70条の2第1項に基づく指針として策定
(平成18年3月31日公示)

骨子

- I 衛生委員会等における調査審議
- II 心の健康づくり計画の策定
- III 4つのメンタルヘルスケアの推進
- IV メンタルヘルスケアの具体的進め方
 - (1) 教育研修・情報提供
 - (2) 職場環境等の把握と改善 等々
- V 個人情報保護への配慮
- VI 小規模事業場における取組の留意事項

心の健康づくりの基本的な考え方

心の健康づくり計画の策定

セルフケア

- 事業者による ・計画の策定と実施
- 労働者による ・ストレスへの気づき
・ストレスへの対処等

ラインによるケア

- 管理監督者による ・職場環境等の改善
・個別の相談対応

事業場内産業保健
スタッフ等によるケア

- 産業医・衛生管理者等による
職場環境等の改善
個別の相談対応
ラインによるケアへの支援
管理監督者への教育研修

地域との連携

事業場外資源
によるケア

- 事業場外資源による ・直接サービスの提供
・支援サービスの提供
・ネットワークへの参加